

# 「和牛日本一鹿児島」のロゴマークデザイン，PR資材作成及び 広告掲載に係る業務委託仕様書

## 1 業務委託名

「和牛日本一鹿児島」のロゴマークデザイン，PR資材作成及び広告掲載に係る業務委託

## 2 業務目的

国内外から本県を訪れる観光客や首都圏の消費者等に対し，鹿児島県産和牛の認知度向上を図るポスター等のPR資材の作成及び広告掲載を行う。

国内では，鹿児島黒牛をはじめ，各事業者が独自の銘柄（ブランド名）で売り込みを図ってきた経緯がある。このため「和牛日本一鹿児島」を全面に打ち出し，鹿児島県産和牛を統一的にPRする必要がある。海外では，鹿児島県食肉輸出促進協議会の「KAGOSHIMA WAGYU」ロゴマークを活用しPRを実施している。

## 3 業務内容

### (1) 「和牛日本一鹿児島」のロゴマークデザイン

- ア 鹿児島県食肉輸出促進協議会の「KAGOSHIMA WAGYUロゴマーク」と「和牛日本一鹿児島」の文字を組み合わせたデザインとすること。
- イ 訪日外国人観光客にも「和牛日本一鹿児島」が伝わるように英語表記を入れること。
- ウ 任意の大きさに拡大又は縮小できること。30mm×30mm程度に縮小した場合であっても認識できるデザインであること。
- エ カラーは自由とする。ただし，白黒での使用も可能なデザインであること。
- オ 模倣・模作のない未発表の自作品であること。
- カ デザインは複数案提出し，事務局と十分協議の上行うこと。

### 【参考】

- 鹿児島県食肉輸出促進協議会の「KAGOSHIMA WAGYUロゴマーク」



- ・ 上記のうち，いずれかを必ず使用すること。
- ・ 上記ロゴマークのデータ（jpg, ai形式）及び使用マニュアルについては，企画提案への参加資格通知と同時に送付する。

### (2) 「和牛日本一鹿児島」PR資材の作成

- ア 鹿児島県内の繁華街や首都圏でのイベント会場等への設置を想定したのぼり，ポスターを作成すること。

イ デザインに（１）のロゴマークを組み込むこと。

作成物	作成予定枚数	予定サイズ
のぼり	1, 500枚	横600mm×縦1800mm
ポスター	3, 000枚	B2

ウ デザインに県のキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」のロゴマークを組み込むこと。

エ イに掲げるPR資材以外で、本事業の目的を達成するために効果的なPR資材を提案することも可能。

オ デザインは複数案提出し、事務局と十分協議の上行うこと。

【参考】

・「南の宝箱 鹿児島」のロゴマークガイドライン、データ（jpg形式）については、以下URLよりダウンロードを行うこと。

URL : [https://www.pref.kagoshima.jp/af08/sangyo-rodo/kanko-tokusan/new\\_catchcopy.html](https://www.pref.kagoshima.jp/af08/sangyo-rodo/kanko-tokusan/new_catchcopy.html)

・ロゴマークのデータ(ai形式)については、企画提案への参加資格通知と同時に送付する。

・本応募に当たり、「南の宝箱 鹿児島」のロゴマークの使用については、企画提案参加者による使用届出は省略できることとする。

(3) 広告掲載

ア 「和牛日本一鹿児島」をテーマに、本県を訪れる観光客や首都圏の消費者等に対し、鹿児島県産和牛の認知拡大を図るために最適な広告媒体の選定をするとともに、選定した広告媒体にイで制作したデザインを掲載すること。

イ 本業務の目的を達成するために最適な広告デザインの制作を行うこと。

ウ デザインに（１）のロゴマークを組み込むこと。

エ デザインに県のキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」のロゴマークを組み込むこと。

オ デザインの最終決定は、事務局と十分協議の上行うこと。

【参考】

・「南の宝箱 鹿児島」のロゴマークガイドライン、データについては、（２）に同じ。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

【スケジュール（案）】

(1) 「和牛日本一鹿児島」のロゴマークデザイン

契約締結日から令和6年8月末

(2) 「和牛日本一鹿児島」PR資材の作成

契約締結日から令和6年9月下旬

(3) 広告掲載

契約締結日から令和7年3月末まで

6 契約金額の上限

4, 662, 200円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

## 7 成果報告

業務終了後は、本業務において制作したデザイン等データを提出すること。

## 8 秘密の保持

本業務を履行する上で、知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩してはならない。

## 9 著作権の取り扱いについて

### (1) 著作権者

本業務により作成された成果品及びそのデザインや写真等のデータ等すべての著作権は、鹿児島県に帰属する。

### (2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉・処理は、原則受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 10 留意事項について

本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、県と十分協議の上、作業を進めること。